



意 見 書

令和 元年 12月 27日

野洲市市長 山 仲 善 彰 殿

[REDACTED] 弁護士 平 柿 完 治 [REDACTED]

[REDACTED] 弁護士 多 久 康 二 [REDACTED]

1 本意見書の目的

医療法人社団御上会（以下、「御上会」という。）の解散後の清算手続において、清算人が、御上会の経営していた野洲病院の元職員らに対して退職慰労金（以下、「本件退職慰労金」という。）として5013万3729円を支給しているが（添付資料1, 2），この支給に法律上問題がないかについて検討する。

2 解散した医療法人における清算人の職務について

医療法人について定める医療法は、その第56条の2において、「解散した医療法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。」と規定する。

また、清算人の職務は、現務の結了（医療法第56条の7第1項第1号），債権の取立て及び債務の弁済（同項第2号），残余財産の引渡し（同項第3号）であり、清算人は、これらの職務を行うために必要な一切の行為をすることができる（同法第56条の7第2項）とされている。

御上会については、令和元年6月30日，社員総会の決議により解散し、同日、御上会の理事長であった渡邊信介氏（以下、「渡邊氏」という。）が、清算人に就任をしている。

本件退職慰労金の支給については、それが、清算人である渡邊氏の職務に含まれるのか否かが法律上問題となる。

3 本件退職慰労金の支給に関する法律上の問題点の検討

上記のとおり、解散した医療法人の清算人は、「債務の弁済」を職務の一つとし、それを行うために必要な一切の行為をすることができる。

そうすると、本件退職慰労金が、医療法第56条の7第1項第2号にいう「債務」に含まれるかが問題となる。

この点、御上会の定款や退職金規程等に、本件退職慰労金の支給に関する定めは置かれていらない。

また、御上会では、その解散前後を通じて、本件退職慰労金の支給までに、社員総会等の意思決定機関において本件退職慰労金の支給について決議された事実は確認できない。

従って、本件退職慰労金は、医療法第56条の7第1項第2号にいう「債務」とはいえず、御上会の清算人である渡邊氏がその職務として弁済することはできないものと考える。

ちなみに、御上会の退職金規程第5条には、退職金とは別に功労加算を支給することがあるとの定めがあるが、支給の有無・金額は、医療法人社団において決定することとなっている（添付資料3）。

この功労加算についても、御上会では、その解散前後を通じて、社員総会等の意思決定機関で支給すると決議された事実は確認できず、上記結論を左右しない。

なお、清算人の渡邊氏は、令和元年8月14日以降、御上会の元理事らに本件退職慰労金の支給について説明の上、賛同や了承を得た旨説明をしておられる（添付資料4）。

しかしながら、解散した医療法人の清算人が退職慰労金の支給を決定することは、医療法上の清算人の職務のいずれにも該当せず、清算人の職務として行い得ないことであると考える。

4 結論

以上のとおり、御上会解散後の清算手続における清算人による本件退職慰労金の支給については、医療法が定める清算人の職務の範囲外の行為であって、適切

な行為ではないと考える。

債権者である野洲市としては、本件退職慰労金の支給により、御上会に対する貸付金の返済金額が減少するため、清算人に対して損害賠償請求の余地が生じる。

その場合、損害賠償請求をされた清算人から元職員らに対して、本件退職慰労金の返還請求がなされる可能性がある。

以 上

令和元年8月22日

医療法人社団御上会
旧職員各位医療法人社団御上会
清算人 渡邊信介

残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

医療法人社団御上会が令和元年6月30日をもって無事、解散することができました事は
ひとえにご勤務戴きました職員各位のご理解ご支援をいただいたことが最大の要因であり
ました。この間、多大なご尽力とご理解により、職務を全ういただき深く感謝いたしております。

6月30日の解散にあたり30年度、31年（令和元年）度の業績が思わしくなく、夏季賞
与も0.5カ月～1カ月分の支給も検討いたしましたが6月末時点では業績の改善ができず、
断念せざるえない状況でありました。このことから、6月初旬に開催いたしました、全職員
への説明会にて残念な報告をいたしました。しかし、6月末の院内理事会において令和元年
度決算状況結果において再度検討することとしておりました。

この度の提案は、その後の清算法人業務精査が幾分か好転いたしましたので、解散時に
おける職員への「退職慰労金」（年俸制医師除く）として、下記、退職慰労金支給基準案
に基づき支給することを決定いたしました。なお、諸般の事情により、9月末にずれ込むこ
とになりましたことご容赦ください。

記

退職慰労金支給基準

1、支給者基準

令和元年6月30日迄、医療法人社団御上会に勤務していた正職員・日勤常勤職員・準
職員で常勤医師（年俸制支給者）を除く者で、平成31年3月31日までに当法人に入
職していた職員。

2、支給算定基準

① 1の該当職員の算定期間：平成31年1月1日～令和元年6月30日。

算定支給額：基本給、職務手当、勤続手当、×出勤率を基準とする。

出勤率：支給算定期間中の欠勤、育児、介護休暇、休職、不就業1

日につき1日

：産休期間1日につき0.5日

② 支給算定額：令和元年6月30日現在における①算定支給額の1か月分とする。

3、支給日・支給方法

令和元年~~6~~月下旬予定（計算事務処理後）、該当職員給与振込指定口座

株式会社 滋賀銀行『しがぎん』Bizダイレクト

承認内容確認 <総合振込>

【状態：承認待ち】

取引ID 190917000464577 支払口座 野洲支店 (251)
 取引種別 総合振込 普通
 振込指定日 2019年09月25日 委託者コード [REDACTED] 0075922025
 委託者名 ①ミカヅキ
 取引名 退職慰労金

依頼者 承認者
 [REDACTED] [REDACTED]

コメント -
 9/19
 /5:50

■振込明細内容 218件

支払金額合計 50,133,729円
 先方負担手数料合計 0円

| 取扱店名 | 金額(税込) | 取扱店名 | 金額(税込) | 取扱店名 | 金額(税込) | 取扱店名 | 金額(税込) | 取扱店名 | 金額(税込) |
|------------------|---------|------|--------|------|--------|------|--------|------|---------|
| 顧客1 : 0000000061 | 306,900 | | | | | | | | 306,900 |
| 顧客2 : 0020000201 | | | | | | | | | 216 |
| 顧客1 : 0000000071 | 354,600 | | | | | | | | 354,600 |
| 顧客2 : 0020000401 | | | | | | | | | 540 |
| 顧客1 : 0000000072 | 278,000 | | | | | | | | 278,000 |
| 顧客2 : 0020000301 | | | | | | | | | 216 |
| 顧客1 : 0000000074 | 365,500 | | | | | | | | 365,500 |
| 顧客2 : 0020000101 | | | | | | | | | 540 |
| 顧客1 : 0000000078 | 391,500 | | | | | | | | 391,500 |
| 顧客2 : 0020000003 | | | | | | | | | 0 |
| 顧客1 : 0000000080 | 278,700 | | | | | | | | 278,700 |
| 顧客2 : 0020000301 | | | | | | | | | 0 |
| 顧客1 : 0000000095 | 357,400 | | | | | | | | 357,400 |
| 顧客2 : 0090000301 | | | | | | | | | 540 |
| 顧客1 : 0000000108 | 284,800 | | | | | | | | 284,800 |
| 顧客2 : 0020000601 | | | | | | | | | 216 |
| 顧客1 : 0000000111 | 354,800 | | | | | | | | 354,800 |
| 顧客2 : 0020000501 | | | | | | | | | 216 |
| 顧客1 : 0000000128 | 259,000 | | | | | | | | 259,000 |
| 顧客2 : 0020000601 | | | | | | | | | 216 |
| 顧客1 : 0000000133 | 291,700 | | | | | | | | 291,700 |
| 顧客2 : 0020000701 | | | | | | | | | 540 |

退職金規程

(目的)

第1条 この規程は就業規則(正職員)第58条、及び就業規則(日勤常勤職員)第50条に基づき、医療法人社団御上会(以下「本社団」という)の従業員のうち正職員及び日勤常勤職員の退職金支給に関する事項を定めたものである。尚、正職員・日勤常勤職員以外の雇用形態の者(パートタイマー、嘱託職員等)には退職金を支給しない。

(確定給付企業年金規約との関係)

第2条 功労加算(第5条)を除き、本社団の退職金制度の運営・管理・支給は、全て、別に定める「確定給付企業年金規約」に基づく確定給付企業年金制度において行なう。本規程に記載の無い事項、本規程の解釈については「確定給付企業年金規約」によるものとする。

(退職金の支給事由)

第3条 退職金は、正職員及び日勤常勤職員としての勤続期間が満3年以上の者が次のいずれかの事由に該当した場合に支給する。

- (1) 退職したとき(自己都合退職、解雇、その他事由による退職)
 - (2) 正職員又は日勤常勤職員でなくなったとき
 - (3) 定年に達したとき
 - (4) 死亡したとき
2. 前項にかかわらず、次の各号に定める事由により本社団に使用されなくなった場合には、退職金の全部又は一部の支給を行わない。また退職後に該当する事由が明らかとなつた場合は、退職金の返還を求めるものとする。
- (1) 就業規則に定める懲戒解雇に相当する行為があつた場合。
 - (2) 正当な理由無く、退職金受給に必要な書類その他物件の提出の求めに応じない場合。
 - (3) その他上記事由に準ずる事由があつた場合。
3. 退職金の支給時において、本社団に対して債務を有し、その債務を完済しない場合は退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、勤続期間(正職員及び日勤常勤職員として勤務した期間)に応じて、以下のとおりとする。

<勤続期間満3年以上の者>

各人の「①積立月額の累計」と「②一定の付与利息」の合計とする。

具体的な算出方法は以下のとおりとし、全額を確定給付企業年金制度(外部の資産管理運用機関)から支給する。詳細は確定給付企業年金規約第7条に定めるところによるものとする。

① 積立月額の累計

以下に記載する積立月額の累計とする。積立は、勤続2年を経過した日以降

最初に到来する毎月 1 日から退職金支給事由発生日(医師及び兼務理事については 60 歳に達した日の属する月の末日)までの期間で、月の末日在籍している各月に対して行う。

積立月額の算出にあたって使用する勤続期間は、入社日から各積立付与日(毎月末日)までの期間とし、1 年未満の端数は切り捨てる。

※休職期間(就業規則(正職員)第 50 条～第 55 条)は、期間中(各月の末日が休職の期間)の積立月額を 2 分の 1 とし、勤続期間についてはそのまま通算する。(但し、業務上傷病による休職の場合は、積立月額の減額を行わない。)

※育児休業期間(育児休業規程)は、積立対象とせず、勤続期間に通算する。

※介護休業期間(介護休業規程)は、積立対象とし、勤続期間に通算する。

※医師及び兼務理事が 60 歳に達した日の属する月の翌月以降は、積立対象とせず、勤続期間にも通算しない。

| | |
|---------------------|---------------|
| 勤続 2 年以上 10 年未満の期間 | 積立月額 10,000 円 |
| 勤続 10 年以上 20 年未満の期間 | 積立月額 15,000 円 |
| 勤続 20 年以上 30 年未満の期間 | 積立月額 20,000 円 |
| 勤続 30 年以上の期間 | 積立月額 1,000 円 |

② 一定の利息

各人の積立残高に対して、“10 年もの国債応募者利回りの直近 5 年平均値”を利息として付与する。但し、利息が年 5.5% を上回る場合には、年 5.5% とする。

利息の値は毎年 4 月 1 日に見直すものとする。(直前の 1.2 月末日以前 5 年間に発行された国債利回りに基づき見直す)

※医師及び兼務理事が 60 歳に達した日の属する月の翌月以降は、積立残高に対して利息を付与しない。

2. 勤続 20 年以上の者については、本人の希望により、前項の退職金を 60 歳から 10 年間の確定年金として受給することができる。詳細は、確定給付企業年金規約によるものとする。

② (功労加算)

第 5 条 在職中、特に功労があったと認められる者に対しては、前条の退職金とは別に功労加算を支給することがある。支給の有無・金額は、その都度本社団において決定する。

(退職金の支給方法)

第 6 条 本社団は、退職金の保全措置として、確定給付企業年金制度を導入し、外部の資産管理運用機関に退職金の原資を積み立てるものとする。

2. 退職金はその請求手続終了後 1 ヶ月以内に、退職者本人の指定する金融機関の口座に確定給付企業年金制度の資産管理運用機関から振り込むことによって支給する。但し、功労加算による増額分は本社団から振り込むものとする。

3. 支給事由が死亡の場合は、退職金は遺族に支給するものとし、その順位は次の各号の順位とする。尚、支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたもの

とみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。詳細は、確定給付企業年金規約第27条によるものとする。

①配偶者（婚姻の届出をしていないが、支給対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

②子（支給対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

③前2号に掲げる者のほか、支給対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

（規程の改廃）

第7条 本退職金規程は、施行より5年ごとに定期に見直しを行い、改廃することがある。

付 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年7月1日（以下「施行日」という）から施行する。

これに伴い、従前の「退職金規定」、「退職年金支給規程」、及び「退職年金規程」は施行日の前日をもって廃止する。

（旧退職金制度対象者に対する経過措置）

第2条 施行日前日（平成23年6月30日）に在籍し、勤続満3年以上（正職員としての勤続期間）に達していた者については、経過措置として、以下の計算による金額を退職金支給事由発生時に支給するものとする。（確定給付企業年金制度より支給）

①旧退職金規定の退職金(①) - 滋賀県医療機関厚生年金基金の加算部分確定額
② + 本規程の退職金(③)

①旧退職金規定の退職金

平成23年6月30日時点での勤続年数・基本給・退職金係数（B：普通退職）により、旧退職金規定に基づいて計算した退職金額。

②滋賀県医療機関厚生年金基金の加算部分確定額

平成23年6月30日時点での当該厚生年金基金加算部分の確定額（本社団での加入期間のみで計算）

③本規程の退職金

平成23年7月1日からの勤続期間について、本規程に基づき計算した退職金額。尚、本規程第4条＜勤続満3年以上の者＞の積立月額の算出においては、従前の勤続期間も通算するものとする。

（改訂）

第3条 本規程は、一部を変更し平成25年9月1日より施行する。

2. 本規程は、第4条を変更し、平成27年7月1日より施行する。

山仲市長面談（8月8日）後の動向記録

1. 職員代表3名及び旧御上会理事に退職慰労金支給の件を個別に説明（通知）

8月14日（水）

10:00 [] 氏（センターに [] が訪問し説明）

13:30 [] 氏（清算法人・事務室にて [] が説明・・・[] 同席）

14:20 [] 氏には [] 氏から電話にて説明し了解を得たことを同氏から報告を受ける

15:00 [] 理事（院長室にて [] が説明）

15:30 [] 副看護部長（[] 理事休暇のため [] が説明）

8月15日（木）

08:50 [] 理事、[] 理事に [] が説明（[] 司席）

2. 退職慰労金支給に対する野洲市の見解（態度豹変）とそれに対する御上会理事の見解

8月20日（火）

14:30 野洲市竹中部長ほか来訪（発言概要=野洲市の見解）

- ・退職慰労金を御上会が支給するかどうか野洲市としては判断できない
- ・野洲市としては退職慰労金支給について関与しない（関わらない）
- ・野洲市としては、御上会・清算法人が退職慰労金を支給することにより、市に最終的に寄贈される清算法人の残余資金が減少することとなり、「御上会に対する貸付債権 225 百万円の回収に支障をきたすのではないか」と言う意見もあり、その点からも野洲市としては何とも言えない
- ・退職慰労金の件は、御上会として責任をもって可否決定して頂きたい
- ・退職慰労金支給に関する業務や情報提供を現野洲市職員にさせることは野洲市として認めることは難しい（市の職員を使って業務を進めることは不可）
- ・よって、清算法人（2人）で対応するか、清算法人で人を雇用して業務を進めてもらうしかない

16:10 渡邊清算人に上記の件を [] から説明

* 渡邊清算人の見解

- ・職員代表等にも退職慰労金を支給することを既に説明しており、今更取り止めるとは言えない
- ・旧御上会理事にも説明し了解を得た上で、御上会の責任において退職慰労金支給に向け手続きを進めていくしかない

8月21日（水）

09:30 [] 理事に上記の件（野洲市の見解、渡邊清算人の見解）説明し了解を得る

8月22日（木）

09:30 [] 理事に上記の件（野洲市の見解、渡邊清算人の見解）説明し了解を得る

15:30 [] 理事に上記の件（野洲市の見解、渡邊清算人の見解）説明し了解を得る

以上（[] 記）